建設リサイクル法の対象となる工事の請負契約には、 分別解体等の計画等について、発注者へ事前説明が必要です。

- ●建設リサイクル法の対象工事となる工事は次のとおりです。
 - (1) 次の特定建設資材が使われている構造物で、
 - ・コンクリート
 - ・コンクリートと鉄から成る建設資材
 - 木材
 - アスファルト・コンクリート

かつ

(2) 次の規模以上の工事

工事の種類	規模の基準	
建築物の解体工事	延べ床面積の合計	80㎡以上
建築物の新築・増築工事	延べ床面積の合計	500㎡以上
建築物の修繕・模様替等工事 (リフォームなど)	工事請負金額	1億円以上
その他の工作物に係る工事 (土木工事など)	請負代金	500万円以上

- ○発注者は、都道府県知事(春日部市は市建築課)への通知が義務付けられています。そのため発注者は、受注者が計画した内容が仕様書等で求めた内容かどうかなどを契約締結前に確認する必要があります。
- ●発注者(春日部市)への事前説明は、「説明書(様式1)」、「別表(同法第10条関係)」及びその他必要書類を提出することで説明とします。なお、疑義等がある場合は、発注担当課より問合せがあります。
- ●説明書等を提出(担当課が受領)することで事前説明は完了となります(提出後の是正等は事前説明とは別です)ので、契約書作成を進めてください。なお、契約書には、工事の種類に応じた様式(同法第13条関係)を綴りこんでください。

春日部市役所 総務部契約検査課 048-736-1111 内線 7657・7658 ●手続きの流れ

発注者 落札候補者 開札 ・ 落札候補者の決定 事後審査書類の提出依頼 ・建設リサイクル法対象工事の連絡 書類作成 事後審査書類の作成 【連絡を受けた日を含む2日以内に提出】 書類の確認・審査

事後審査書類の審査

にこ 必の

必要なのは、
が流れは、
契

説明書の提出です。公約締結とは別です。

約

契

